

証券コード 7878
2025年4月7日
(電子提供措置の開始日2025年3月27日)

株 主 各 位

山 梨 県 甲 斐 市 竜 地 3049 番 地
株 式 会 社 光 ・ 彩
代表取締役社長 深 沢 栄 二

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第58回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.kohsai-qq.co.jp/ir/finance/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コード（7878）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年4月21日（月曜日）午後5時40分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年4月22日（火曜日）午前10時
2. 場 所 山梨県甲斐市竜地3049番地 当社5階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第58期（自2024年2月1日 至2025年1月31日）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任
の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- （1）議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記（1頁）の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社の配当方針は、安定的な配当の継続を基本とした上で、財務状況や業績並びに今後の事業展開等を勘案しながら総合的に判断決定していくこととしております。

第58期の期末配当につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき普通配当金25円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は37,410,100円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年4月23日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）2名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
1	ふか きわ えい じ 深 沢 栄 二 (1965年2月23日生)	1993年11月 当社入社 1996年2月 当社開発マネージャー 1997年4月 当社取締役就任 1998年2月 当社代表取締役副社長営業部 担当就任 1999年4月 当社代表取締役社長就任（現任）	100,884株
2	か とう ゆう いち 加 藤 雄 一 (1950年2月1日生)	1972年4月 株式会社加藤スプリング製作所 （現株式会社アドバネクス）入社 1981年10月 株式会社加藤スプリング製作所 総務部長、海外事業部長 1981年12月 株式会社加藤スプリング製作所 取締役就任 1983年10月 株式会社加藤スプリング製作所 常務取締役就任 1987年12月 株式会社加藤スプリング製作所 代表取締役社長就任 2005年4月 株式会社アドバネクス 代表取締役会長兼社長就任 2013年6月 株式会社アドバネクス 代表取締役会長就任 2015年4月 当社社外取締役就任（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 加藤雄一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 加藤雄一氏の当社の社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
4. 加藤雄一氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、長年にわたる会社経営に関する豊富な経験及び幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
5. 当社は現任の社外取締役である取締役候補者の加藤雄一氏と会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

なお、加藤雄一氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約による被保険者が負担することになる株主代表訴訟と第三者が役員に対して起こす損害賠償請求の損害を填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、当該保険契約は、4月24日に更新予定であり、各候補者が取締役に就任した場合は、被保険者となる予定です。

以上

第 58 期 事 業 報 告

(自 2024年2月1日)
(至 2025年1月31日)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 経営成績に関する分析

当事業年度（2024年2月1日から2025年1月31日まで）における我が国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復等により緩やかな回復基調で推移しました。一方で、不安定な国際情勢による資源・エネルギー等の価格高騰や為替変動による物価上昇、金融資本市場の変動等の影響により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社が属するジュエリー業界におきましても、原材料の高騰、物価高騰による個人消費の停滞等により市場環境は厳しい状況が続いております。

このような状況の下、当社は、経営目的である「ジュエリー創りを通じてより良き世界を創る」を実現するため、当社独自技術を生かし、女性の活躍推進に貢献できる機能性商品や、アレルギーに配慮した商品等の高付加価値商品の開発をはじめ、商品の軽量化、機能性・資産性の高い商品の開発・販売に注力してまいりました。また、徹底した製造原価の圧縮、製造コストの見直し、生産体制の強化、製造原価上昇における販売価格への転嫁等、業績拡大の為の各種施策を実施してまいりました。国内売上につきましては、自然災害や物価高騰等による個人消費の落ち込みの影響を受けた一方、海外売上につきましては、継続的な円安の影響や、販路拡大に注力した結果、堅調に推移いたしました。

以上のような事業活動の結果、当事業年度の業績は、売上高3,930百万円（前事業年度比11.5%増）、営業利益149百万円（同38.8%増）、経常利益146百万円（同26.9%増）、当期純利益は88百万円（同3.9%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資は、本社工場の製造設備等を中心に、総額70百万円となりました。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、運転資金への充当を目的として、取引金融機関より短期借入金として190百万円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第55期 2022年 1 月期	第56期 2023年 1 月期	第57期 2024年 1 月期	第58期(当事業年度) 2025年 1 月期
売 上 高(百万円)	2,989	3,358	3,525	3,930
経 常 利 益(百万円)	17	33	115	146
当 期 純 利 益(百万円)	30	27	91	88
1 株 当 た り 当 期 純 利 益(円)	20.08	18.54	61.47	59.08
総 資 産(百万円)	2,456	2,608	2,751	3,005
純 資 産(百万円)	1,280	1,299	1,391	1,455
1 株当たり純資産額(円)	855.25	868.63	930.10	972.61

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。また1株当たり純資産額は期末発行済株式数より自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第56期の期首から適用しており、第56期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 2023年9月26日開催の取締役会決議に基づき、2023年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。また、2024年9月24日開催の取締役会決議に基づき、2024年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、第55期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は(株)エスティオであり、同社は当社の株式814,800株（議決権比率54.45%）を保有しております。当社が窓口となり、健康食品の販売業務を行っております。

取引条件につきましては、一般的に行われている取引条件と同一の基準を基本とし、市場価格を勘案したうえで合理的な判断に基づき、公正且つ適正に決定しております。

これらの取引は、取締役会等が当社の社内規定に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。

- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、グローバル経済環境下における市場構造の変化や競争激化によるビジネス上の課題に加え、地政学的リスクの高まりや金融政策の変動、継続される円安などによる原材料価格・エネルギー価格の高騰等は、あらゆる場面において、従来の行動様式・価値観等の変化をもたらしております。

当社は、技術とテクノロジーを融合し、サステナブルな製品づくりを通じて付加価値を高め経営目的である、「ジュエリー創りを通じてより良き世界を創る」を達成すべく、ジュエリーパーツとジュエリーの供給実現を目指してまいりました。上記のような状況においても、目指す姿を変えることなく、事業を推進してゆきたいと考えております。

当社は、ジュエリーパーツについては国内で50%、特にイヤリングの金具については70%のシェアを獲得し、ジュエリーについてはブライダル関連で主に用いられる鍛造技術に特化することで、顧客のニーズ・期待に応える製品づくりを行ってまいりました。

当社の製品づくりのベースには、職人の持つ技術に最先端の機械加工を掛け合わせることで確立した当社独自技術がありますが、これは絶え間なく実施してきた研究開発と設備投資の蓄積と考えております。今後も更なる事業拡大のために、研究開発と設備投資を実施しながら、安定した品質・量・コストの商品を提供し続けるとともに、当社の独自技術力を活かした機能性商品の企画・提案・開発、生産性向上による徹底した製造原価の圧縮を図ってまいります。

また、当社が事業を営むうえで、当社製品を身につけるユーザー様、当社の取引先様、従業員、私たちの子孫、そして地球環境にとって、フェアなものづくりをすることを大切に、人と地球環境の両方に優しく、負荷が偏重することのない事業の推進に取り組んでおります。

その一例として、ユーザー様、取引先様にとって軽量化と高強度の両立に加え、資産性・機能性の高い製品を供給するのはもちろんのこと、新たな素材を用いて金属アレルギーが発生しにくく、発がん性物質およびそれらを構成する主要元素を徹底排除したジュエリーの製作。従業員に対しては、労働生産性の向上を実現するとともに、経営

やSDGsを中心とした生涯教育の実施、女性の活躍の場を広げられる商品、活動の実施。そして、子孫や地球環境に対しては、J-クレジット制度への参加とそれに伴う再生可能エネルギーを活用した省電力化等を推進。さらにはジュエリーの循環エコシステムの計画、その製品化に取り組んでおります。これらの取り組みを通じて、当社はサステナブルなビジネスと経済、社会、さらには地球環境の創造を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年1月31日現在)

当社は、金・プラチナ・宝石等を主要な原材料とした、貴金属装身具の製造加工販売を主たる事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年1月31日現在)

名 称	所 在 地
本社・工場	山梨県甲斐市竜地3049番地

(7) 従業員の状況 (2025年1月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	44名	2名 (減)	38.3歳	7.9年
女 性	45名	9名 (増)	31.4歳	5.2年
合 計	89名	7名 (増)	34.9歳	6.5年

(注) 上記には臨時雇用者54名(男性15名、女性39名)は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年1月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
	千円
(株) み ず ほ 銀 行	435,000
(株) 山 梨 中 央 銀 行	390,000
(株) 三 井 住 友 銀 行	240,000

2. 株式の状況（2025年1月31日現在）

① 発行可能株式総数 1,584,000株

② 発行済株式の総数 1,584,000株

③ 株主数 954名

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 エ ス テ ィ オ	814,800株	54.45%
深 沢 栄 二	100,884	6.74
西 田 一 見	18,200	1.22
林 泰 男	18,000	1.20
小 野 真 太 郎	15,900	1.06
片 山 幸 子	12,800	0.86
片 山 文 雄	12,700	0.85
榮 田 有 祐	12,600	0.84
楽 天 証 券 株 式 会 社	11,500	0.77
株 式 会 社 ナ ガ ホ リ	10,800	0.72

（注）1. 当社は、自己株式を87,596株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年1月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	深 沢 栄 二	真法律会計事務所代表（弁護士）
取 締 役	加 藤 雄 一	
取締役（監査等委員）	鈴 木 真	
取締役（監査等委員）	金 井 公 克	
取締役（監査等委員）	柴 山 聡	

- (注) 1. 取締役加藤雄一氏、鈴木真氏、金井公克氏、柴山聡氏は社外取締役であります。
2. 取締役鈴木真氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役柴山聡氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役として有能な人材を迎えられるよう、また、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は非業務執行取締役全員と責任限定契約を締結しております。当該定款における損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約による被保険者が負担することになる株主代表訴訟と第三者が役員に対して起こす損害賠償請求の損害を填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 取締役の報酬等の決定方針

取締役の報酬等に関する決定方針の内容の概要

取締役の報酬等の決定方針は取締役会で決定しております。

i. 取締役の報酬等の基本的考え方

当社の取締役の報酬等については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各取締役の職責や実績を踏まえたものとするとしております。

ii. 取締役の報酬の構成

当社の取締役の報酬等については、業務執行取締役の報酬等は固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については基本報酬のみとしています。

尚、業務執行取締役の種類別の報酬割合については、定めておりません。

iii. 業績連動報酬等の内容

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために業績等の指標を反映したものとし、各事業年度の財務指標及び非財務指標等の目標値に対する達成度合に応じ、賞与として毎年一定の時期に支給することとしております。

iv. 非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長深沢栄二が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定です。これらの権限を委任した理由は、代表取締役が取締役個人が果たすべき役割を理解し適切な報酬額を判断できる立場にいたるためです。

代表取締役は決定方針との整合性を含めた多角的な決定を行っているため、取締役会もその決定を尊重しており、その決定内容が上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬は、定款又は株主総会の決議によって定められた報酬総額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって定めることとしております。

(6) 取締役の報酬等の総額

役 員 区 分	報酬等の 総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の 員数(人)
		基本報酬	賞与	役員退 職慰労 引当金	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	58,500 (1,500)	49,200 (1,200)	8,000 (—)	1,300 (300)	2 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	7,020 (7,020)	6,120 (6,120)	— (—)	900 (900)	3 (3)

(注) 2016年4月26日開催の第49回定時株主総会決議による報酬限度額(年額)は、取締役(監査等委員である取締役を除く)150,000千円以内(うち、社外取締役50,000千円以内)、監査等委員である取締役20,000千円以内であります。
 なお、当該株主総会の決議時の取締役の員数は、取締役(監査等委員である取締役を除く)4名(うち、社内取締役2名)、監査等委員である取締役3名でした。

(7) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役鈴木真氏は、真法律会計事務所の代表を兼任しておりますが、同事務所と当社との間に特別の関係はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 加藤 雄一	当事業年度に開催された取締役会12回のうち全てに出席し、長年の会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般につき必要な発言・助言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 鈴木 真	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、監査等委員会12回のうち11回に出席いたしました。適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 金井 公克	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、監査等委員会12回のうち11回に出席いたしました。適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 柴山 聡	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、監査等委員会12回のうち11回に出席いたしました。適宜必要な発言を行っております。

- ③ 社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要

取締役 加藤 雄一	長年の会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づいた経営全般に関する有益な助言を行っていただいています。
取締役 (監査等委員) 鈴木 真	弁護士だけでなく公認会計士・税理士としての高度な専門知識と豊富な経験から、取締役会において意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っていただいています。
取締役 (監査等委員) 金井 公克	長年の会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づいた経営全般に関する有益な助言を行っていただいています。
取締役 (監査等委員) 柴山 聡	弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験から、取締役会において意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っていただいています。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

監査法人ナカチ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10,990千円
・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	10,990千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間、要員配置などを確認し、検討した結果、監査報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、内部統制システムの運用状況については、基本方針に基づき、四半期毎に内部統制システムの運用上見いだされた問題点等の是正・改善状況並びに必要に応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。コンプライアンスについては、職位に応じて適宜必要な研修を実施し、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、会社の経営の基本方針を当社の行動規範とするとともに、関連社内規程を整備し、全役職員に周知徹底させていきます。
 - (2) 取締役及び使用人との秘密保持契約締結など、コンプライアンスへの対応を行っております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関しては、関連社内規程を整備し、適切に管理、保存を行います。
 - (2) 取締役及び監査等委員は、これらの情報を常時閲覧することができる体制を整備しております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスクマネジメントの対象となるリスクの分類を行い、各リスクに関する社内規程の整備を行います。
 - (2) 組織横断的なリスク状況の監視及び対応体制を構築します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行うこととします。
 - (2) 上記の他に、臨時取締役会及び社長と各部門の管理責任者で構成される会議に出席し、各部門における懸案事項について素早い意思決定が可能となっております。
5. 業務の適正を確保するための体制
 - (1) 経営方針及び各基本方針を周知徹底させ、業務の適正を確保する体制を構築します。
 - (2) 当社の取締役会及び社長と各部門の管理責任者で構成される会議において、会社の懸案事項について素早い意思決定を行い、稟議決裁など、適切な報告及び承認体制を整備しております。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人
現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はおりません。ただし、補助すべき内部監査は内部監査室が担当しております。内部監査室は取締役会及び監査等委員会への報告、連絡を緊密にしております。
7. 監査等委員会への報告体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、会社に着しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告を行います。
当社は、監査等委員会に対する報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社に周知徹底するものとします。
なお、監査等委員会は、会計監査人、顧問弁護士、顧問税理士と相互に連携し監査を実施し、情報の交換を行うなど連携を図っていきます。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当方針につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しながら、安定した配当の継続を基本とした上で、業績、財政状態、キャッシュ・フロー等を総合的に勘案して決定していくこととしております。

当事業年度の期末配当につきましては、25円とさせていただきたく存じます。

(本事業報告中の記載金額については、表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については四捨五入して表示しております。)

貸 借 対 照 表

(2025年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,324,658	流 動 負 債	1,467,036
現 金 及 び 預 金	685,476	買 掛 金	241,709
受 取 手 形	20,411	短 期 借 入 金	1,065,000
売 掛 金	405,544	リ ー ス 債 務	2,551
商 品 及 び 製 品	393,630	未 払 金	89,333
仕 掛 品	723,915	未 払 費 用	11,271
原材料及び貯蔵品	62,276	未 払 法 人 税 等	24,421
前 払 費 用	20,027	前 受 金	4,548
未 収 消 費 税 等	12,745	預 り 金	27,955
そ の 他	630	そ の 他	244
固 定 資 産	681,193	固 定 負 債	83,400
有 形 固 定 資 産	415,665	リ ー ス 債 務	4,267
建 物	148,577	資 産 除 去 債 務	3,097
構 築 物	2,044	退 職 給 付 引 当 金	37,452
機 械 及 び 装 置	96,226	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	38,583
工 具、器 具 及 び 備 品	16,531		
土 地	143,598	負 債 合 計	1,550,436
リ ー ス 資 産	6,006	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	2,680	株 主 資 本	1,435,977
無 形 固 定 資 産	20,460	資 本 金	602,150
ソ フ ト ウ エ ア	17,276	資 本 剰 余 金	509,290
電 話 加 入 権	1,723	資 本 準 備 金	409,290
そ の 他	1,460	そ の 他 資 本 剰 余 金	100,000
投 資 そ の 他 の 資 産	245,068	利 益 剰 余 金	356,417
投 資 有 価 証 券	71,842	利 益 準 備 金	9,918
ゴ ル フ 会 員 権	11,454	そ の 他 利 益 剰 余 金	346,499
投 資 不 動 産	26,094	別 途 積 立 金	5,000
差 入 保 証 金	10,029	繰 越 利 益 剰 余 金	341,499
保 険 積 立 金	100,305	自 己 株 式	△31,880
繰 延 税 金 資 産	8,898	評 価 ・ 換 算 差 額 等	19,439
そ の 他	16,445	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	19,439
資 産 合 計	3,005,852	純 資 産 合 計	1,455,416
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,005,852

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てております。

損 益 計 算 書

(自 2024年2月1日)
(至 2025年1月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,930,970
売 上 原 価		3,211,403
売 上 総 利 益		719,567
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		570,163
営 業 利 益		149,403
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	995	
受 取 地 代 家 賃	1,798	
助 成 金 収 入	2,646	
そ の 他	3,535	8,974
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,995	
不 動 産 賃 貸 原 価	75	
為 替 差 損	1,114	
そ の 他	2,248	11,433
経 常 利 益		146,945
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	140	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	9,942	10,082
税 引 前 当 期 純 利 益		136,862
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	34,132	
法 人 税 等 調 整 額	14,327	48,459
当 期 純 利 益		88,402

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年2月1日)
(至 2025年1月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
2024年2月1日 残 高	602,150	409,290	100,000	509,290	9,918	5,000	271,801	286,719	△31,880	1,366,279
事業年度中の変動額										
剰 余 金 の 配 当							△18,705	△18,705		△18,705
当 期 純 利 益							88,402	88,402		88,402
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額（純 額）										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	69,697	69,697	—	69,697
2025年1月31日 残 高	602,150	409,290	100,000	509,290	9,918	5,000	341,499	356,417	△31,880	1,435,977

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2024年2月1日 残 高	25,529	25,529	1,391,809
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△18,705
当 期 純 利 益			88,402
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額（純 額）	△6,090	△6,090	△6,090
事業年度中の変動額合計	△6,090	△6,090	63,606
2025年1月31日 残 高	19,439	19,439	1,455,416

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 評価基準

原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

② 評価方法

商品	移動平均法
製品	総平均法
原材料	総平均法
仕掛品	総平均法
貯蔵品	総平均法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）	定率法（但し、1998年4月1日以後取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。
無形固定資産（リース資産を除く）	定額法（但し、自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）を採用しております。
リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
投資不動産	定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社はリング・ペンダント等のジュエリーアクセサリーの製造とイヤリングパーツ・クラスプ等のジュエリーパーツの製造を主たる業務としております。これらの取引については、原則として、製品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行业務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、一部の国内の販売については代替的な取扱いを運用し、製品の出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 8,898千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の見積りに当たっては、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について計上をしております。将来課税所得の発生時期及び発生金額の見積りは、経済動向等、不確実性が含まれると判断しております。

将来の課税所得見込額はその時の業績等により変動するため、課税所得の見積りに影響を与える要因が発生した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品 393,630千円

仕掛品 723,915千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の評価額は、収益性の低下に基づく簿価の切り下げの方法により評価しており、正味売却価額が帳簿価額を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、基準日より一定期間を経過した製品在庫については、帳簿価額を地金の評価額まで切り下げた価額をもって貸借対照表価額としています。

正味売却価額の見積りは市場環境の悪化等により、その見積りの前提とした条件や仮定に見直しが必要となった場合、棚卸資産の評価の見積りに影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 契約資産及び契約負債の残高

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、「10. 収益認識に関する注記 (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 ① 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,371,230千円

(3) 投資不動産の減価償却累計額 2千円

(4) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物 16,026千円

土地 83,593千円

合計 99,619千円

担保に係る債務はありません。なお、上記担保提供資産の根抵当権に係る極度額は、270,000千円であります。

(5) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 6千円

(6) 取締役に対する金銭債権・債務

短期金銭債務 1,018千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は「10. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(2) 関係会社との取引

販売費及び一般管理費 3,585千円

営業取引以外の取引高 143千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普 通 株 式	792,000株	792,000株	—	1,584,000株

- (注) 1. 当社は、2024年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
2. 普通株式の発行済株式総数の増加792,000株は株式分割によるものであります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普 通 株 式	43,798株	43,798株	—	87,596株

- (注) 1. 当社は、2024年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
2. 普通株式の自己株式数の増加43,798株は株式分割による増加43,798株によるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基 準 日	効力発生日
2024年4月16日 定時株主総会	普通株式	18,705千円	25円	2024年 1月31日	2024年 4月17日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり決議を予定しております。

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たりの配当額	基 準 日	効力発生日
2025年4月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	37,410千円	25円	2025年 1月31日	2025年 4月23日

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	815千円
棚卸資産評価損	7,364千円
退職給付引当金	11,273千円
役員退職慰労引当金	11,613千円
投資有価証券評価損	3,849千円
減損損失	4千円
未払賞与	9,576千円
その他	2,067千円
繰延税金資産小計	46,564千円
評価性引当額	△28,470千円
繰延税金資産合計	18,094千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	8,371千円
その他	825千円
繰延税金負債合計	9,196千円
繰延税金資産の純額	8,898千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理を厳格化することによりリスクの低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、時価や発行会社の財務状況を把握し、検討を行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年1月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	47,875	47,875	—
資産計	47,875	47,875	—

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」及び「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、上記「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	23,967

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	47,875	—	—	47,875
資産計	47,875	—	—	47,875

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、山梨県その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的とした賃貸用駐車場（土地）や賃貸用住宅等（土地を含む）を有しております。

2025年1月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は103千円であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額（千円）			当事業年度末の時価 （千円）
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
26,094	—	26,094	35,696

（注）1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、一定の評価額などに基づき、自社で算定した金額であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

単位：千円

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社エスティオ	（被所有） 直接 54.45%	株式の保有 保険代理店取引	貸付金の回収	209,663	長期貸付金	—

（注）当社は、関連当事者との間に貸付金を有していましたが、2025年1月31日時点での残高は0円です。なお、当該貸付金については無利息であります。

役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

単位：千円

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	深沢栄二	（被所有） 直接 6.74% 間接 54.31%	当社代表取締役	貸付金債権の譲受	209,663	—	—

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、「ジュエリー事業」の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
ジュエリー	1,078,066
ジュエリーパーツ	2,806,968
商品	45,935
顧客との契約から生じる収益	3,930,970
その他の収益	—
外部顧客への売上高	3,930,970

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(個別注記表) 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度期首残高 (2024年2月1日)	当事業年度末残高 (2025年1月31日)
顧客との契約から生じた債権	473,656	425,956
契約負債	4,135	4,548

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 972.61円

(2) 1株当たり当期純利益 59.08円

(注)2024年9月24日開催の取締役会決議に基づき、2024年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 各注記における記載金額は、表示単位未満を切り捨てています。但し、1株当たり情報については、表示単位未満を四捨五入しています。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年3月18日

株式会社 光・彩
取締役会 御中

監 査 法 人 ナ カ チ

東京都中央区

代 表 社 員 公認会計士 高 村 俊 行
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 秋 山 浩 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社光・彩の2024年2月1日から2025年1月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年2月1日から2025年1月31日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについて取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ナカチの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年3月19日

株式会社 光・彩 監査等委員会

監査等委員 鈴木 真 印

監査等委員 金井 公克 印

監査等委員 柴山 聡 印

(注) 監査等委員鈴木真、金井公克及び柴山聡は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 当社 5 階会議室
〒400-0194 山梨県甲斐市竜地3049番地
T E L 0551-28-4181



交通のご案内

- ・ J R 甲府駅（北口）より、タクシーで約15分
- ・ J R 竜王駅より、タクシーで約10分
- ・ 中央自動車道双葉スマートI.C. より、車で約 5 分